

# 公 売 公 告

令和4年5月27日付けで公示した立木第1回（資格付き一般競争入札）の入札公告について、  
公告文を訂正しましたのでお知らせします。

○訂正箇所（朱書き部分）

特約事項について、別紙のとおり訂正。

特 約 事 項

- 1 作業に当たっては、治山・林道工事等の関係の他、地元との関係を含め円滑な事業実行のため、あらかじめ担当森林官と打合せのうえ着手並びに終了するようお願いいたします。

また、林道にはゲートを設け施錠してありますので、事前に担当森林事務所又は伊豆森林管理署にお問い合わせください。

- 2 調査木は、全て伐倒、搬出してください。

- 3 搬出等の支障木伐採については現地案内の際等に必ず確認をしてください。物件によっては制限がある場合があります。

搬出等の支障木は、物件材積の5%を超えることはできません。

また、支障木は、収穫調査・販売及び引渡し終了後に伐倒・搬出することを原則としていきますので、支障木が発生した場合(支障木の発生が予想される場合を含む。)には、速やかに担当森林官に連絡するようお願いいたします。

なお、公売物件区域内外の保安林内支障木伐倒及び土地の形質変更行為については、手続きに1ヶ月以上かかる場合があることをあらかじめご承知おき願います。

- 4 伐倒、集材及びトラック集材など各作業に当たっては、安全作業を心掛けていただくとともに、登山者や狩猟者等が誤って区域内に立ち入らないように、林道入口や、作業箇所周辺及び登山道、歩道沿いなどに「この先、伐倒・集材作業中」などと表示した看板を必ず掲示するようお願いいたします。

看板作成例

|                           |
|---------------------------|
| この先、伐倒・集材作業中              |
| 購 入 者 : ○○林業              |
| 作 業 箇 所 : ○○国有林 ○○林小班     |
| 作 業 期 間 : (自) 令和○○年○○月○○日 |
| (至) 令和○○年○○月○○日           |

- 5 木材の搬出は10t以下の車両で走行してください。

また、林道等の状況によっては、これより小さいトラックの使用をお願いすることがあります。

規定以上の車両を乗り入れたことにより、国有林林道に損傷等が生じた場合は、補償を求めることがあります。

- 6 周辺に山葵田がある物件については、山葵田への影響にご配慮ください。

- 7 歩道及び伐採区域界沿いは、伐採完了後に歩行の支障とならないように適切に処置してください。

また、伐採区域界には樹木の植栽時に獣害防護柵を設置しますので、区域界からおおよそ1.8m程度の区域には、枝条等を積み上げないでください。

- 8 作業道などの路網を作設する場合は、森林作業道特記仕様書によることとし、過度な路網密度とならないよう必要最低限としてください。

なお、林地の平均傾斜が30度以上の物件については、事業着手前に路網計画を確認させていただき、必要に応じて路網計画の見直し等を行っていただく場合があります。

- 9 急峻地(林地の平均傾斜が35度以上)については、林地保全及び作業安全上の観点から架線系作業システムによる搬出としてください。
- 10 作業道作設中及び搬出期間中に公道や溪流・山葵田等に土砂や土石が流出・転落をしないように必要な対策を確実に行うこととしてください。  
搬出期間中に、特記仕様書に基づいて作業道が作設されているか、確認を実施します。  
土砂や土石の流出等の恐れがある場合は、必要な措置を指示するので、指示を受けた内容について適切に処理してください。  
また、搬出完了後に作業道の手直しがある場合も想定されることから、搬出完了届の提出前かつ林業機械収去前にも確認を受けてください。
- 11 狩猟期間及び有害鳥獣駆除の際には、国有林内で猟銃が使用される場合があります。関係猟友会等には、当署から「〇〇国有林〇〇林小班で作業予定あり発砲に注意されたい」旨の通知をすることとしていますが、作業箇所の周囲には「作業中発砲禁止」と表示した看板を必ず掲示するようにしてください。
- 12 各法令の遵守を徹底し、火気等の取扱いには留意してください。
- 13 伐採着手前に「立木販売箇所の作業計画届」(別紙4)を担当森林官へ提出してください。
- 14 その他、現地案内及び打合せ等の際に、担当森林官の説明を受けてください。